

傷病鳥獣救護に関する記述の主な論点

1. 基本指針における主な記述箇所

- ・ 現行基本指針の記述では、I 第七 P20 に、総論的な記述がある。また、III 第四 P44 に、都道府県が許可する場合の具体的な基準について記述がある。さらに、III 第九 P69 に、基本的な対応について言及がある。

2. 記述の主な論点

以下の論点を踏まえ、記述の方向性を検討する。

○ 基本的な考え方

- ・ 傷病鳥獣救護については、絶滅のおそれのある種を含めた鳥獣の野生復帰などによる生物多様性の保全への貢献や環境モニタリングへの活用等の考え方が重要である。
- ・ 野生鳥獣の「野生」とは、山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している状態を指している。このように野生生物の生と死が繰り返すことで成り立っているものが生態系であり、本来、野生鳥獣の死も生態系を構成する一要素である。
- ・ 一方、人と野生鳥獣との関係の中で、野生鳥獣に対し敬う気持ちを持つことや生命への共感の考えがある。傷病により保護を要する野生鳥獣（傷病鳥獣）を救護することは、もともと人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。

○ 目的や手法の明確化、情報収集の一元化

- ・ 鳥獣の管理を行うことが必要な種以外を優先するなど收容すべき目的及び意義を明確化することが重要。たとえば、大量死や異常な行動をとる個体など生態系の異常把握につながる情報収集を進める観点からは、情報収集・把握の一元化に努めること等。

○ 地域住民の参画等による普及啓発

- ・ 人と鳥獣との適切な関係の構築に向けた、地域住民の参画等による普及啓発。
- ・ 終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置付けを明確にするとともに、研修等を通じて育成を図る等、行政の指導監督など一定の関与の上で民間による積極的な取組を推進することの必要性。

○ 鳥獣保護センターの位置づけの見直し

- ・ 計画的かつ科学的な鳥獣の保護及び管理を推進するため、鳥獣保護管理、各種調査研究、環境モニタリング、環境教育及び傷病鳥獣救護のための機能を持たせる点について記述をするか検討。